

××××株式会社(以下、「甲」とする)と、マークラインズ株式会社(以下、「乙」とする)とは、乙の行う有料職業紹介に関して、下記のとおり契約を締結するものとする。

第1条 (紹介業務)

乙は、甲からの要請により、下記の役務を甲に提供するものとする。

- (1) 甲の要請に従った、適切な求職者の紹介及び採用にいたらしめるまでの活動
- (2) 人材採用に関する事項のコンサルティング及び情報の提供

第2条 (情報管理)

甲及び乙は、本契約履行により得られた相手方の会社情報及び求職者に関する情報を適切に管理し、目的の範囲外に利用することや第三者に漏洩してはならないものとする。

第3条 (対価)

1. 甲は、乙が甲に紹介した人材(以下、「求職者」とする)を採用したときは、乙が実施した人材の紹介に対する対価(以下、「紹介手数料」とする)として、以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。

- (1) 採用決定者の想定年収の35%とする
- (2) 但し紹介手数料の下限は150万円とする
- (3) 前号の想定年収とは、採用決定者に明示した基本給に通勤手当を除く一切の諸手当(所定外労働手当を含む)を加算した月額給与の12ヶ月分と、前年度の実績賞与支給月数より算出した想定賞与額とを合算した額とする。なお、年俸制の場合は、年俸額を想定年収とする

2. 甲が、乙に対して特別なコンサルティング活動を要請し、乙がこれを実施した場合は、活動費用及び報酬については、紹介手数料以外に別途乙に支払うものとする。

第4条 (支払)

1. 乙が甲に紹介した求職者の入社月の月末締、翌月末払とする。
2. 前項にいう入社とは、雇用形態を問わず、採用決定者が甲に勤務を開始した場合をいう。

第5条 (消費税)

成功報酬には消費税は含まれないものとし、別途、消費税として乙は甲に対して、成功報酬とあわせて請求し、甲はこれに基づき乙に払うものとする。

第6条 (返還)

1. 採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、乙は第3条第1項に基づき、既に支払われた当該採用決定者についての紹介手数料を甲に返還するものとする
2. 前項において、乙が甲に当該採用決定者についての紹介手数料を返還する場合は、入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返還する。

第7条 (乙を通さない採用)

1. 甲は、正式に採用が決定するまで、乙を介さずに求職者と直接選考内容について、協議等をしないこととする。
2. 甲が、乙の同意なくまたは乙を介さずに、独自に求職者の採用を決定して入社させた場合にも、乙は甲に対して紹介手数料等を請求することができるものとする。

第8条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 租税公課の滞納処分を受けたとき

2. 甲又は乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙から別段の意思表示がないときは、本契約はさらに1年間同一の条件をもって自動的に継続されるものとし、以後も同様とする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲と乙は、お互いの経営の健全性を担保するため、自らが反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と一切の関係がないことを表明する。

2. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものを指すものとする。

3. 甲および乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方を反社会的勢力とみなし、何らの催告を要せず、本契約または個別契約の全部または一部を解除できるものとする。

- (1) 本条第1項の表明が虚偽であることが判明した場合
- (2) 反社会的勢力が実質的に会社を支配し、または経営に関与している場合
- (3) 反社会的勢力にいかなる名目を問わず利益、便宜を供与した場合
- (4) 反社会的勢力を利用している場合
- (5) その他、反社会的勢力と社会的に非難される関係があると明らかになった場合

4. 前項により本契約または個別契約の全部または一部が解除された場合、相手方が被った損害を賠償するものとする。

第11条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、万一訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議して、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都港区赤坂8丁目4番14号
青山タワープレイス2階
マークライNZ株式会社
代表取締役社長 酒井 誠 印